

学校法人福岡学園受託実習生等受入規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人福岡学園（以下「学園」という。）において、医療技術者等（第4条第1項の表に掲げる職種の者をいう。）を養成する学校（福岡看護大学及び福岡医療短期大学を除く。）若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の長の委託により、当該養成機関等の学生、生徒等を受託実習生として受け入れる場合の手続、実習料等について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を委託しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、管理者へ申請しなければならない。

- (1) 受託実習生受入申請書（別紙様式1）
- (2) 誓約書（別紙様式2）
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の書類は、実習開始日の3ヶ月前までに、次の表のとおり提出しなければならない。

受入れ希望施設	管理者
福岡歯科大学医科歯科総合病院	病院長
福岡歯科大学口腔医療センター	口腔医療センター長
介護老人保健施設	施設長

(受入れの許可)

第3条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、業務に支障がなく、かつ、受入れを適当と認めるときに限り、これを許可し、理事長に報告するものとする。

2 管理者は、前項の許可をしたときは、受託実習生受入許可書（別紙様式3）を交付する。

3 実習期間については、受入れを許可する日の属する事業年度を超えることはできない。

(受託実習料)

第4条 受託実習料は、受託実習生1人につき、養成する職種ごとに、次の表に定める額とし、実習期間終了後速やかに、その全額を養成機関等の長から徴収するものとする。

養成する職種等	単位	金額（円）
薬剤師	1週	37,000
看護師・保健師・助産師	1日	1,300
臨床検査技師	1日	1,000
衛生検査技師	1日	1,000
診療放射線技師	1日	2,300
歯科技工士	1日	1,000

歯科衛生士	1日	1,000
管理栄養士	1日	1,000
理学療法士	1日	2,000
作業療法士	1日	2,000
視能訓練士	1日	1,000
言語聴覚士	1日	2,000
介護福祉士	1日	1,000

- 2 前項の表の週を単位とする実習において許可した実習期間に週未満の日数が生じた場合の当該日数の受託実習料の金額は、当該週の金額を5で除した額に当該日数を乗じた額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、受託実習料に関し、養成機関等から同項の表の金額より高額の申出があるときは、当該申出の金額をもって受託実習料の額とすることができます。
- 4 理事長が特に認めた場合は、受託実習料を減免することができる。

(受託実習生の責務)

第5条 受託実習生は、本学園の諸規則を遵守しなければならない。

- 2 受託実習生は、管理者の指示に基づき実習を行うものとする。

(受入れの許可の取消し等)

第6条 受託実習生が前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、管理者は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は受入れの許可を取り消すものとする。

(事務)

第7条 受託実習生受入れに関する事務は、病院事務課、口腔医療センター事務課、介護老人保健施設事務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、受託実習生の受入れに関し必要な事項は、管理者が別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成28年12月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成30年6月12日から施行する。